

人事行政の運営等の状況

平成24年11月

広島県

目 次

【広島県人事行政の運営の状況】

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の給与の状況	4
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	37
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	39
5	職員のサービスの状況	39
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	40
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	42

【広島県人事委員会の業務の状況】

1	職員の競争試験及び選考の状況	43
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	44
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	47
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	47

【広島県人事行政の運営の状況】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成23年4月2日～平成24年4月1日)

(単位:人)

職種	区分		高卒程度	警察官 A	警察官 B	身体障害者対象	社会人等	割愛	その他選考	合計
	大卒程度	短大卒程度								
行政職	100	1	12	0	0	2	18	11	10	154
研究職	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
医療職	0	3	0	0	0	0	0	4	112	119
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	84	476	560
警察職	0	0	0	137	77	0	0	7	0	221
合計	106	4	12	137	77	2	18	106	598	1,060

※ 退職派遣後の採用, 再任用職員, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(2) 職員の退職状況(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:人)

職種	区分								合計
	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
行政職	127	63	40	0	1	0	3	234	
研究職	4	4	0	0	0	0	0	8	
医療職	11	15	77	0	0	0	0	103	
技能労務職	2	0	1	0	0	0	0	3	
教育職	264	246	157	0	0	0	8	675	
警察職	89	57	59	0	0	0	2	207	
合計	497	385	334	0	1	0	13	1,230	

※ 退職派遣者, 再任用後の離職者, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

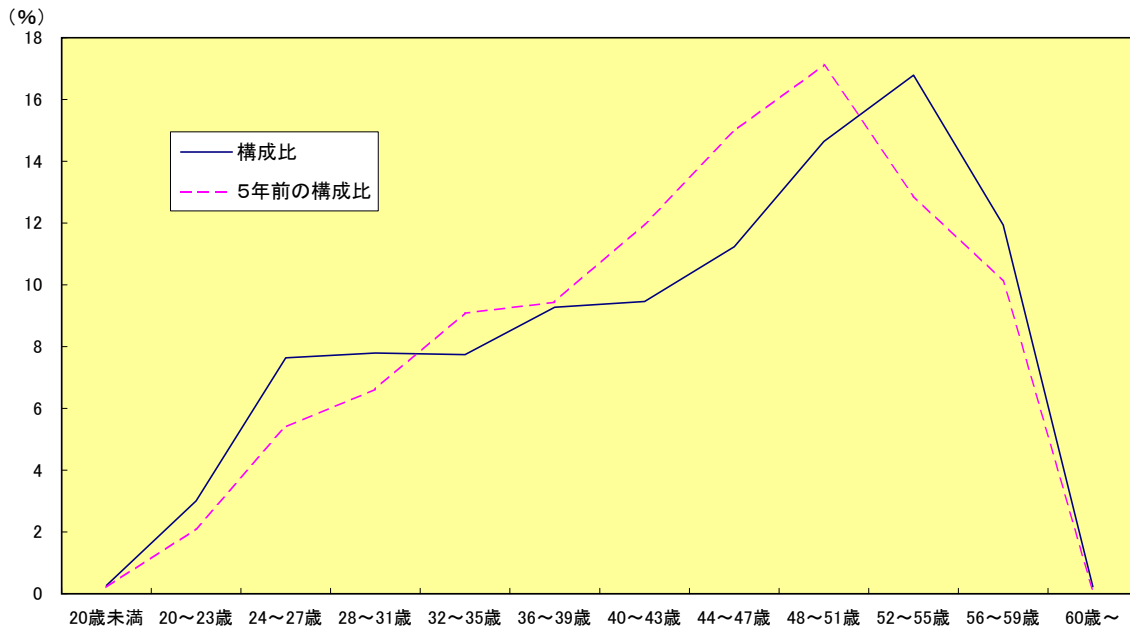
① 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普通 行政 部 門	議会	40	41	1	
	総務企画	697	661	△ 36	企画部門等の業務・組織の効率化に伴う減
	税務	342	336	△ 6	業務効率化等による減
	民生	360	346	△ 14	事務の統廃合・縮小に伴う減
	衛生	627	633	6	がん、肝炎などの対策強化に伴う増
	労働	137	134	△ 3	業務再編等に伴う減
	農林水産	970	948	△ 22	公共事業費及び事業量の減少に伴う減
	商工	300	324	24	観光関連等産業振興施策の強化に伴う増
	土木	1,152	1,115	△ 37	公共事業費の減に伴う減
	計	4,625	4,538	△ 87	(参考：人口10万人当たり職員数159人)
	教育	19,336	19,272	△ 64	児童・生徒数の減少に伴う減
	警察	5,652	5,658	6	警察官の増員
	小計	29,613	29,468	△ 145	(参考：人口10万人当たり職員数1,035人)
公 営 企 業 等	病院	1,122	1,149	27	医療提供体制の強化に伴う増
	水道	90	91	1	業務量の増加に伴う増
	その他	72	68	△ 4	事業量の減少に伴う減
	小計	1,284	1,308	24	(参考：人口10万人当たり職員数46人)
合計	30,897	30,776	△ 121	(参考：人口10万人当たり職員数1,081人)	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いている。

② 部門別職員数の状況と主な増減理由



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
職員数	82	925	2,352	2,397	2,381	2,853	2,912	3,457	4,505	5,168	3,673	71	30,776

③ 職員数の推移

年度 部門別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門	5,346	5,114	4,910	4,727	4,625	4,538	△ 808 (△16.8%)
教育	20,072	19,822	19,620	19,509	19,336	19,272	△ 800 (△6.6%)
警察	5,642	5,690	5,578	5,643	5,652	5,658	16 (0.3%)
消防							
普通会計計	31,060	30,626	30,108	29,879	29,613	29,468	△ 1,592 (△7.0%)
公営企業等会計計	1,264	1,282	1,240	1,256	1,284	1,308	44 (4.8%)
総合計	32,324	31,908	31,348	31,135	30,897	30,776	△ 1,548 (△6.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

2 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規定に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

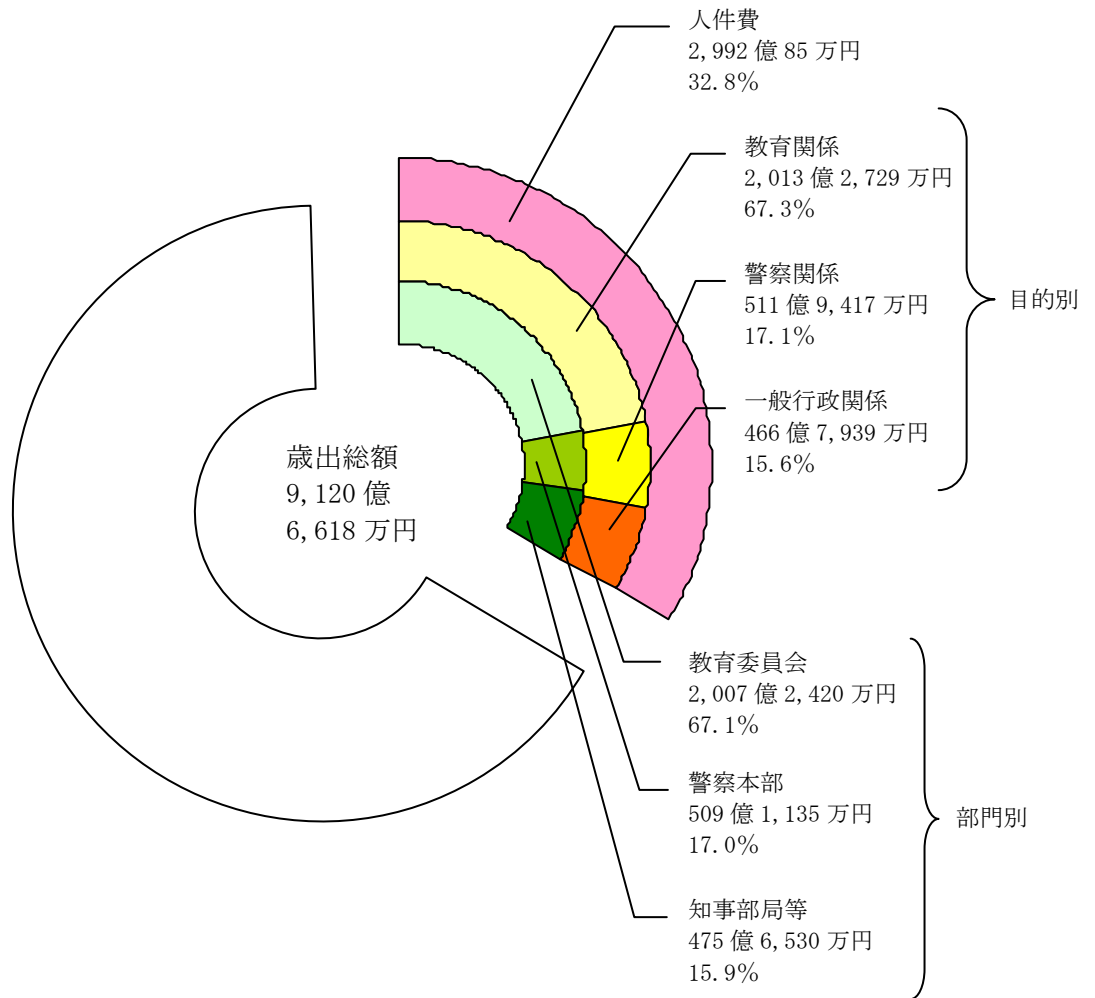
① 人件費の状況（普通会計決算）

平成 23 年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,992 億円で歳出総額に占める割合は 32.8 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 67.3 パーセント、警察関係 17.1 パーセント、一般行政関係 15.6 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住民基本 台帳人口 (24.3.31)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成22年度 の人件費率
平成23年度	人 2,846,680	千円 912,066,177	千円 2,860,283	千円 299,200,849	% 32.8	% 32.2

**歳出総額に占める人件費の割合
(平成 23 年度普通会計決算)**



② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

平成 23 年度決算 (普通会計) における給料, 職員手当 (扶養手当, 住居手当, 通勤手当など) 及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 2,115 億円で, 職員 1 人当たりの額は約 714 万円となっています。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 29,612	千円 134,104,489	千円 27,230,562	千円 50,162,676	千円 211,497,727	千円 7,142

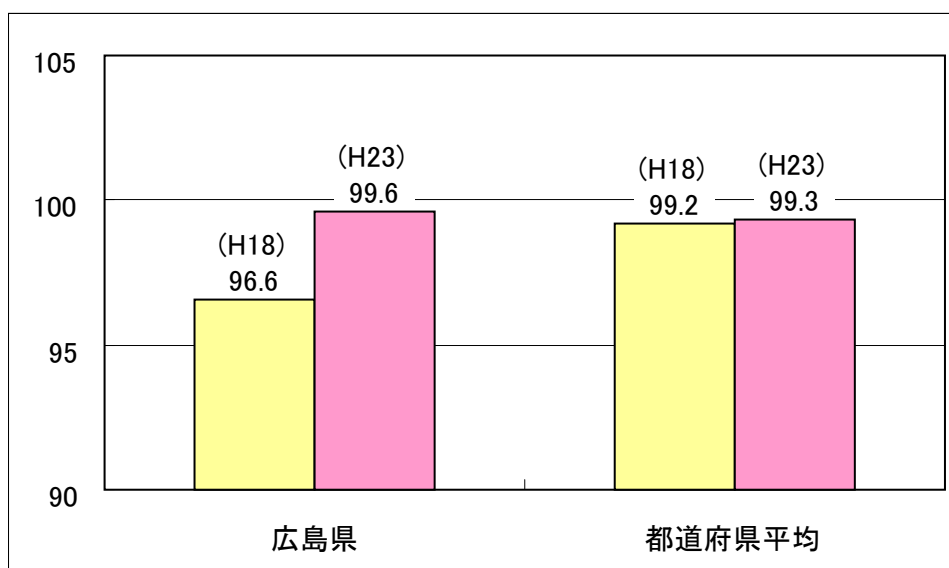
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成 23 年 4 月 1 日現在の人数である。

③ 特記事項（平成 24 年 4 月 1 日現在）

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
議員	報酬の減額 〔議長は 7.5%，副議長及び議員は 5%を減じた額〕	平成 23 年 8 月 1 日 ～平成 27 年 4 月 1 日以降 最初に招集される定例会の 閉会の日の属する月の末日
知事，副知事，教育長， 人事委員会の常勤の委員， 常勤の監査委員	給料の減額 〔知事は 10%，副知事は 7.5%，教育長， 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査 委員は 5%を減じた額〕	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日

④ ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成 23 年 4 月 1 日現在)

98.5

(注) 平成 23 年 4 月 1 日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

⑤ 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成24年度	円 391,685	円 391,701	円 △16 (△0.00%)	% —

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)
平成24年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 —

(2) 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	133,688	183,180	219,757	258,207	285,122	316,079	361,036	407,176	458,049
最高号給の 給料月額	240,263	303,460	349,698	382,824	394,951	416,641	449,767	471,457	530,118

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	44.3歳	346,354円	430,706円	385,599円
国	42.8歳	(減額前) 329,917円 (減額後) 304,944円	—	(減額前) 401,789円 (減額後) 372,906円

イ 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
広島県	57.3歳	2人	402,138円	436,312円	423,612円	—	—	—	—
うち用務員等	57.3歳	2人	402,138円	436,312円	423,612円	用務員	53.5歳	206,600円	2.11
国	49.7歳	3,479人	(減額前) 285,030円 (減額後) 270,465円	—	(減額前) 323,181円 (減額後) 307,506円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
広島県	-	-	-
うち用務員等	6,578,217円	2,861,400円	2.30

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 21～23 年の 3 か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	46.3歳	393,642円	459,536円	429,871円

エ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	44.9歳	374,312円	427,929円	409,700円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	39.1歳	321,164円	428,898円	355,219円
国	41.2歳	(減額前) 316,195円 (減額後) 297,622円	-	(減額前) 367,421円 (減額後) 346,716円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員(各県税事務所職員)などを除いたものである。(以下、他の公表項目についても同じ。)

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 「減額前」は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下、「給与改定・臨時特例法」という。)に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。

② 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国（減額前）	国（減額後）
一般行政職	大学卒	176,278円	(一般職) 172,200円	(一般職) 163,987円
	高校卒	142,462円	140,100円	133,418円
技能労務職	高校卒	139,899円	—	—
高等学校 教育職	大学卒	196,884円	—	—
	高校卒	152,715円	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	196,884円	—	—
	高校卒	152,715円	—	—
警 察 職	大学卒	194,419円	(一般職) 200,000円	(一般職) 190,460円
	高校卒	162,377円	161,500円	153,797円

※ 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の 10 年、15 年、20 年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,596円	306,535円	360,458円
	高校卒	216,363円	265,385円	311,444円
技能労務職	高校卒	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	305,545円	351,811円	389,327円
小・中学校 教育職	大学卒	304,725円	352,333円	385,715円
警 察 職	大学卒	280,157円	339,383円	381,688円
	高校卒	248,213円	288,696円	343,493円

※ 技能労務職の経験年数 10 年、15 年及び 20 年の欄は、該当する職員がおらず、かつ近似の階層の職員数も少数であるため掲載していない。

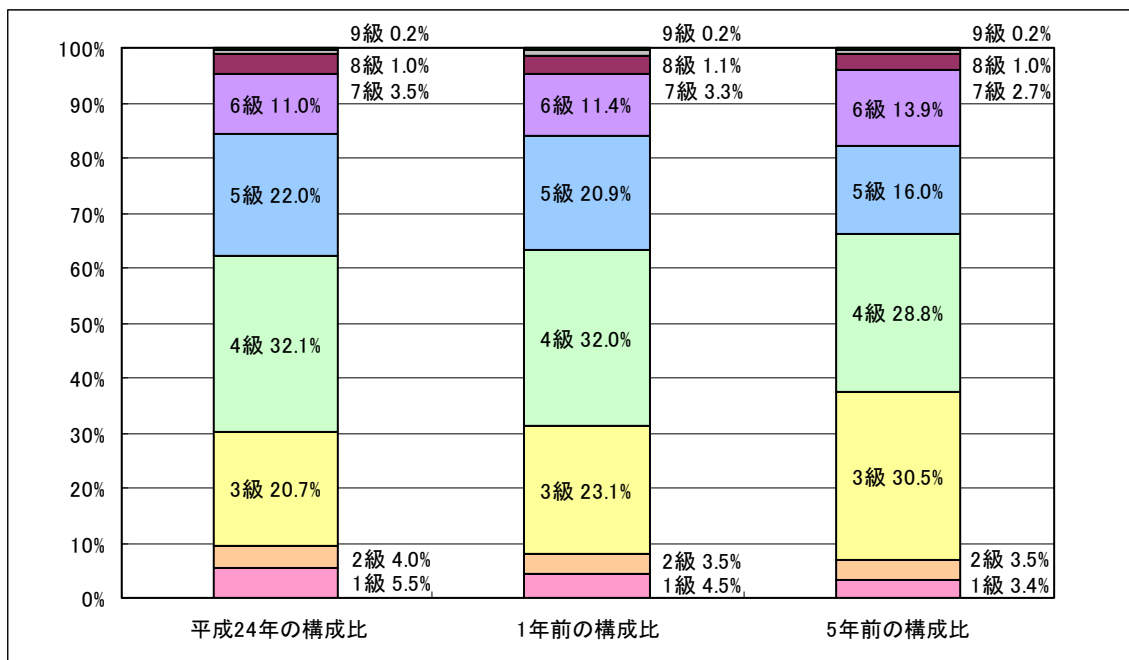
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	局長	12人	0.2%
8級	部長	59人	1.0%
7級	課長	199人	3.5%
6級	担当監, 参事	629人	11.0%
5級	主幹	1,259人	22.0%
4級	主査	1,835人	32.1%
3級	主任	1,182人	20.7%
2級	主事	228人	4.0%
1級	主事	318人	5.5%

- (注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年3月31日を基準日に勤務成績評定を実施している。
(詳細は「6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を参照)

2 昇給への勤務成績の反映状況

行政職給料表7級以上の適用を受ける職員については、定期昇給はなく、勤務成績評定の結果に基づき、職務の級毎に定めた3段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」）の号給に決定している。

平成24年4月1日付けの知事部局の分布状況は、「極めて良好(A)」が5.0%、「特に良好(B)」が13.0%、その他は「良好(C)」となっている。

その他の管理職については、勤務評定の結果に基づき5段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」、「やや良好でない(D)」、「良好でない(E)」）の区分で昇給を決定している。

平成24年4月1日付けの昇給においては、知事部局の管理職のうち、上位区分（A(8号昇給)及びB(6号昇給)）が16.9%、その他は標準区分（C(3号昇給)）であった。

なお、管理職以外の職員については、「良好(4号昇給)」以下で決定している。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの3.95月分に相当する期末・勤勉手当(民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの)が支給されています。

広島県		国	
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,555千円		—	
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1 勤務実績の評定の実施状況 対象期間(6ヶ月)の目標を設定し、その達成度について評価する目標申告・成果評価を実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職については、勤務実績調査の結果に基づき5段階(「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「達成度が劣る」、「良好でない」)の区分で成績率を決定している。 平成24年6月の勤勉手当においては、知事部局の行政職給料表が適用されている管理職のうち、「特に優秀」に決定した者は4.7%、「優秀」に決定した者21.9%で、その他は「良好」に決定している。 なお、管理職以外の職員については、「良好」以下で決定している。

② 退職手当(平成24年4月1日現在)

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 (自己都合) (勸奨・定年) 2,245千円 26,544千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（平成23年度決算）		5,916,325千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		182,631円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
広島市	12,131 人	6 %	10 %
府中町	261 人	6 %	3 %
海田町	406 人	3 %	3 %
廿日市市	1,149 人	3 %	3 %
坂町	351 人	3 %	3 %
呉市	2,146 人	3 %	0 %
三原市	1,019 人	3 %	0 %
尾道市	1,378 人	3 %	0 %
福山市	4,245 人	3 %	0 %
東広島市	2,128 人	3 %	0 %
竹原市	321 人	3 %	0 %
府中市	374 人	3 %	0 %
三次市	919 人	3 %	0 %
庄原市	729 人	3 %	0 %
大竹市	262 人	3 %	0 %
安芸高田市	357 人	3 %	0 %
江田島市	218 人	3 %	0 %
熊野町	176 人	3 %	0 %
安芸太田町	217 人	3 %	0 %
北広島町	226 人	3 %	0 %
大崎上島町	62 人	3 %	0 %
世羅町	192 人	3 %	0 %
神石高原町	127 人	3 %	0 %
東京都（特別区）	34 人	18 %	18 %
大阪府（大阪市）	5 人	15 %	15 %
宮城県（仙台市）	3 人	6 %	6 %
静岡県（静岡市）	1 人	6 %	6 %
岡山県（岡山市）	2 人	3 %	3 %
（医師）	39 人	15 %	15 %
上記以外の市町		0 %	0 %
平均支給率		4.30 %	4.38 %

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成23年度における地域手当の額。

④ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成23年度決算）		1,522,417千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		78,816円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		61.0%	
手当の種類（手当数）		39種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	290円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦, 整備等の業務に従事したとき	最高 5,100円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督, 検査に従事したとき	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長, 総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	給料月額3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	最高 1,680円/日 (特例 40,000円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業、指導に従事したとき	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者、夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	給料月額4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については、平成11年に大幅な見直しを行い、平成12年4月1日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など7手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など2手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など16手当の手当額を改定した。また、平成14年4月1日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成19年4月1日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など2手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績(平成23年度決算)	5,805,468千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	183千円
支給実績(平成22年度決算)	5,971,962千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	187千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑥ その他の手当(平成24年4月1日現在)

支給要件に応じ、下記のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	3,549,133千円	236,089円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額－23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	1,942,266千円	115,419円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	—	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	異なる	国の制度 交通機関 55,000 円 (55,000 円以下の場合 は運賃相当額) 特別急行列車又は 高速自動車国道など を利用した場合 特別料金×1/2 加算 (最高 20,000 円) 交通用具 通勤距離に応じ 2,000 円 ～24,500 円	3,994,729千円	136,965円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	134,545千円	265,375円
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：365,500 円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,000 円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：10,000 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	異なる	国の制度 獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	117,716千円	2,559,043円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000円 本庁の部長 95,000円 本庁の課長 70,000円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300円 本省の室長 94,000円 府県単位機関の部長 77,400円	1,581,726千円	647,187円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3級地 6% 2級地 4% 1級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4% 特地勤務手当に準ずる手当 6~2%	6,226千円	102,066円
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	53,572千円	70,212円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	69,927千円	253,359円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額の6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	92,577千円	257,875円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円~8,000円	—	—	1,295,346千円	65,471円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務5,100円~7,200円 ・恒常的な宿日直月額21,000円	659,747千円	185,792円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 4,000円~18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 6,000円~18,000円	20,912千円	88,987円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×25%×時間数	同じ	—	465,577千円	112,922円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135%×時間数	同じ	—	1,231,903千円	222,445円
寒冷地手当	○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 17,800円 扶養親族のある職員 10,200円 その他の世帯主である職員 7,360円 ・その他職員	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	2,353千円	60,333円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

知事、副知事、県議会議員には給料、報酬、期末手当、退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,250,100円 (1,389,000円)		
	副 知 事	1,009,175円 (1,091,000円)		
報 酬	議 長	1,029,525円 (1,113,000円)		
	副 議 長	915,800円 (964,000円)		
	議 員	855,950円 (901,000円)		
期 末 手 当	知 事	(平成23年度支給割合)		
	副 知 事	2.95月分		
期 末 手 当	議 長	(平成23年度支給割合)		
	副 議 長	2.95月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.65	43,336,800円	任期毎
地 域 手 当	知 事	給料月額1,091千円×在職月数×0.47	24,612,960円	任期毎
	副 知 事	一般職の職員の例により支給される額の百分の五十に相当する額を減じた額		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

平成23年度の決算における職員給与費の額は、約4億3,100万円で、総費用に占める割合は17.4パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 2,471,530	千円 288,905	千円 431,245	% 17.4	% 14.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 39	千円 155,922	千円 36,203	千円 59,567	千円 251,692	千円 6,454

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は平成24年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	44.3歳	363,208円	420,678円 (552,835円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1人当たり平均支給額（平成23年度）	
1,527千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

広島県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額		26,380千円
(自己都合)		229千円
(勸奨・定年)		27,756千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 21～23 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）			8,615千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			220,907円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6 %	30 人	6 %
三原市	3 %	9 人	3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成 23 年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		16千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		3,288円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		12.8%	
手当の種類（手当数）		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	最高 320 円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下 4メートル以上の深所又は地下 4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230 円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	10,843千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	293千円
支給実績（平成22年度決算）	12,125千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	328千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算	同じ	—	5,444千円	272,215円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額-12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額-23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	1,796千円	94,500円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円~55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円~13,000 円	同じ	—	7,748千円	221,367円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円~45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0千円	0円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000円 本庁の課長 70,000円 本庁の担当監 50,000円 地方機関の所長 50,000円～70,000円	同じ	—	1,740千円	870,000円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～15,000円/回	同じ	—	0千円	0円

② 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況（決算）

平成23年度の決算における職員給与費の額は、約1億1,500万円で、総費用に占める割合は4.2パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 2,766,310	千円 △1,205,957	千円 115,058	% 4.2	% 14.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 13	千円 53,600	千円 12,051	千円 20,854	千円 86,505	千円 6,654

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成24年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	45.3歳	377,908円	438,595円 (580,327円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成23年度）	
1,604千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階，職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15%

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額	26,380千円	
	（自己都合）	229千円
	（勸奨・定年）	27,756千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は，平成21～23年度に退職した広島県工業用水道事業，広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）			3,384千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			260,345円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
広島市	6%	13人	6%

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は，平成23年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		0.0%	
手当の種類 (手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得, 権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で, 現地で行うものに従事したものの	650 円/日
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	3,559千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	297千円
支給実績 (平成22年度決算)	5,116千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	465千円

(注) 時間外勤務手当には, 休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	1,969千円	196,900円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額－23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	846 千円	105,750 円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	1,453 千円	111,757 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円	同じ	—	840 千円	840,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回	同じ	—	0 千円	0 円

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況（決算）

平成 23 年度の決算における職員給与費の額は、約 10 億円で、総費用に占める割合は 11.3 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 22 年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 23 年度	8,866,538	2,257,018	999,553	11.3	9.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成23年度	95	373,595	83,003	144,827	601,425	6,331

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	45.5 歳	357,315 円	411,300 円 (514,886 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1 人当たり平均支給額（平成23年度）	
1,524千円	
(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

広島県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額		26,380千円
(自己都合)		229千円
(勸奨・定年)		27,756千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 21～23 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）			19,885千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			209,316円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6 %	68 人	6 %
三原市, 大竹市	3 %	27 人	3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成 23 年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		32千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		1,247円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		27.4%	
手当の種類（手当数）		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	最高 320 円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下 4 メートル以上の深所又は地下 4 メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230 円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	23,278千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	274千円
支給実績（平成22年度決算）	31,719千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	373千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算	同じ	—	13,859 千円	322,296 円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額-12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額-23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	3,884 千円	82,628 円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円~55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円~13,000 円	同じ	—	16,126 千円	185,353 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円~45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。</p> <p>(例)</p> <p>本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 本庁の担当監 50,000 円 地方機関の所長 50,000 円～70,000 円</p>	同じ	—	5,940 千円	848,571 円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。</p> <p>・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回</p>	同じ	—	0千円	0円

④ 広島県病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成 23 年度の決算における職員給与費の額は、約 107 億 7,300 万円で、総費用に占める割合は 49.7 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 22 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 23 年度	千円 21,686,729	千円 730,629	千円 10,773,036	% 49.7	% 48.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 1,035	千円 4,114,706	千円 2,252,186	千円 1,592,179	千円 7,959,071	千円 7,690

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
病院事業管理者	給料の減額 (5%を減じた額)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日
指定職	給料の減額 (5%を減じた額)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県（医師）	41.8 歳	547,758 円	1,024,426 円 (1,219,060 円)
広島県（看護師）	35.4 歳	305,870 円	382,682 円 (489,670 円)
広島県（事務）	41.9 歳	366,360 円	472,556 円 (603,388 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、

() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成23年度）	
1,432千円	
（平成23年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60月分 （1.45月分）	1.35月分 （0.65月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階，職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 （退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号）		
1人当たり平均支給額	5,796千円	
	（自己都合）	1,395千円
	（勸奨・定年）	19,547千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は，平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		329,223千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		304,273円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
広島市，府中町	6 %	842 人	6 %
その他県内市町	3 %	105 人	3 %
医師	15 %	175 人	15 %

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は，平成23年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		169,659千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		245,171円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		66.5%	
手当の種類 (手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	感染症に係る作業に従事したとき	290円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日等
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において、看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	最高4,440円/回
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査に従事したとき	230円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	230円/日
救急医療業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師	宿直又は日直の医師が救命救急医療業務に従事したとき	日直10,000円/日 宿直15,000円/日
分べん業務従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院産科、婦人科、生殖医療科及び新生児科に勤務する医師	産科等の医師が管理者の定める時間帯に分べん介助の業務に従事したとき	10,000円/件
診療応援業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師又は歯科医師	管理者の定める医療機関等において勤務を命じられ診療応援の業務に従事したとき	宿日直10,000円/回 (5時間未満5,000円/回) その他20,000円/回 (3時間未満10,000円/回)
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	警戒区域等において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき	480円/日

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	889,254千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	825,677円
支給実績 (平成22年度決算)	809,630千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	766,695円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
初任給調整手当	<p>○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：365,500円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,000円 <p>※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。</p>	同じ	—	467,512千円	2,702,282円
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算 	同じ	—	82,728千円	232,382円
住居手当	<p>○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円</p> <p>(2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円) ×1/2 (最高限度額27,000円)</p>	同じ	—	121,308千円	193,474円
	<p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円) 	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300円	同じ	—		
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円~55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円~13,000円 	同じ	—	65,655千円	136,214円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	900 千円	300,000 円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・入院患者の急変等に対処する医師又は歯科医師：20,000 円 ・入院患者の管理等のための勤務：7,200 円 ・上記以外の勤務：4,200 円	同じ	—	112,058千円	126,906円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 県立広島病院の事務局長 95,000 円	同じ	—	13,140 千円	1,095,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～27,000 円/回	同じ	—	249千円	24,900円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 交替制勤務職場等を除く。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成23年度)

職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
13.06

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成23年)

職員一人当たりの 平均取得日数	取得率
10.67	53.4%

(注) 取得率＝平均取得日数÷20日

(4) 特別休暇の内容(平成24年4月1日現在)

区 分	期間等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震災火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊等	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
裁判員(裁判員候補者, 補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。), 検察審査員(補充員を含む。), 証人, 鑑定人又は参考人として国会, 裁判所, 地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める時間
負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間(特定病気休暇については上限あり)
職員の出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあっては, その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において必要と認める期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合	14日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において, 当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具(人事委員会が定めるものに限る。)による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに, 1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
配偶者の出産	配偶者の出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において3日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間

職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の生後満1年3月に達しない子の養育(男子職員にあっては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)	1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回)、それぞれ45分
配偶者、父母、配偶者の父母又は子(配偶者の子を含む。以下この欄及び右欄において同じ。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話をを行うこと又は中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合において疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。以下この欄及び右欄において同じ。)を行う職員が、当該職員以外に看護者がいないため(中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあっては、当該子の看護のため)勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあっては、5日とその者の看護のために加えた期間)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(右欄において「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
女子職員の生理	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の結婚	7日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第27条第2項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るため必要な保養をする場合	年間6日を超えない範囲内において必要と認める日
母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条又は第13条の規定による妊娠中又は出産後1年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査	妊娠23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(第10月)から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間(配偶者の場合10日など)
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び人事委員会が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

(注)短時間勤務職員とは、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員をいう。

(5) 育児休業等の取得状況(平成23年度)

育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
420	70

(注) 取得者数は年度内に新規取得した数を示している。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成23年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等			103		103
教育委員会			261		261
警察本部			67		67
合 計	0	0	431	0	431

(2) 懲戒処分者数(平成23年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等			1		1
教育委員会	13	1	2		16
警察本部	2		3	1	6
合 計	15	1	6	1	23

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(平成23年度)

区 分	許可件数
知事部局等	67
教育委員会	3,727
警察本部	3
合 計	3,797

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

○ 自治総合研修センターにおける研修の状況(平成23年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	11	1,026	840
特別研修(選択研修)	40	1,187	1,627

○ 教育センターにおける研修の状況(平成23年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	18	2,093	2,365
特別研修(選択研修)	166	9,092	8,802

○ 警察教養の状況(平成23年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
採用時教養	12	475	474
昇任時教養	29	239	337
専門教養	215	1,148	1,125

(2) 勤務評定の状況

○ 知事部局

目的	<p>職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、</p> <p>ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と昇進管理</p> <p>イ 能力・実績に応じた処遇により職員個人に仕事へのインセンティブの付与</p> <p>ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。</p>
勤務評定の内容	<p>① 被評定者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。</p> <p>ア 本庁の局長及びこれに準じる者</p> <p>イ 臨時的任用の職員</p> <p>ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>エ その他知事が勤務評定の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>② 評定者 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。</p> <p>③ 評定期間 毎年3月31日を基準日とし、前回の定期勤務評定の評定基準日から当該定期勤務評定の評定基準日の前日までとする。</p> <p>④ 勤務成績評定の構成 勤務成績評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を評定するもので、評定要素に基づいて評定する分析評定と、目標申告・成果評価の状況について評定する目標申告・成果と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県職員勤務評定実施規程による。</p>

○ 教育委員会(事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員)

<p>目 的</p>	<p>職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と昇進管理 イ 能力・実績に応じた処遇により職員個人に仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。</p>
<p>勤務評定の内容</p>	<p>① 被評定者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ア 本庁の教育次長、部長及びこれに準じる者 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他教育委員会教育長が勤務評定の実施を不適又は不必要と認める職員 ② 評定者 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期勤務評定の評定基準日から当該定期勤務評定の評定基準日の前日までとする。 ④ 勤務実績評定の構成 勤務実績評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を評定するもので、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令による。</p>

○教育委員会(県立学校職員及び県費負担教職員)

<p>目 的</p>	<p>勤務評定は、教職員一人一人の能力・実績・意欲等を的確に把握し評価することにより、適材適所の人事配置、組織の活性化及び人材育成などに資するために実施する。</p>
<p>勤務評定の内容</p>	<p>① 被評定者 県立学校職員及び県費負担教職員 ② 評定者 職員を管理監督している者(教育長、校長、教頭、総括事務長及び事務長) ③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期評定の期日から当該定期評定の期日の前日までとする。 ④ 評定内容 各評価項目の評価要素ごとに、評価基準に基づいて行う絶対評価(一次評定及び二次評定)と、一次評定及び二次評定を基に算定した総合評定(絶対評価及び相対評価)により評定を行う。事務職員については、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令及び広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則による。</p>

○ 警察本部

<p>目 的</p>	<p>職員の勤務成績を公正に評価することにより、その能力、性格及び適性に応じて勤務能率の増進及び適職への配置を図る。</p>
<p>勤務評定の内容</p>	<p>① 被評定者 次に掲げる者以外の職員を対象とする。 ア 警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の職員 イ 臨時的任用職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他警察本部長が勤務評定の実施を不必要と認める職員 ② 評定者等 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期評定の評定基準日の翌日から当該定期評定の評定基準日までとする。 ④ 勤務評定の構成 勤務評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した勤務実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性を評定する。 なお、詳細は広島県警察職員の勤務評定実施に関する訓令による。</p>

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成23年度）

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部
総括安全衛生管理者	選任事業場数	2箇所	0箇所	1箇所
衛生管理者	選任事業場数	24箇所	59箇所	25箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	58箇所	56箇所	4箇所
産業医	選任事業場数	24箇所	117箇所	29箇所
衛生委員会	設置事業場数	26箇所	106箇所	25箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成23年度）

ア 知事部局等

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断, 有害業務従事職員特別定期健康診断, VDT 作業従事者健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック, 胃検診・肺がん検診等の単科検診等
肝炎予防対策事業	B型肝炎感染予防
健康教育等	メンタルヘルス研修会, 健康管理講演会, VDT講習会, 禁煙講演会等
職員相談	健康相談, メンタルヘルス相談, 産業カウンセラーによる相談等
独身寮運営事業	独身寮の管理運営
ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー, ライフプラン相談会の開催

イ 教育委員会

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断, VDT 作業従事者健康診断, 腰部・頸肩腕部等特別健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック (脳検査付ドック含む。), 乳がん・子宮がん検診, 胃検診
肝炎予防対策事業等	各種ウィルス疾患予防健診
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスケア等講習会の開催, 管理職メンタルヘルス相談, 管理職のメンタルヘルス研修

ウ 警察本部

事業名	内 容
義務的健康診断事業	定期健康診断, 有害業務従事職員特別健康診断
生活習慣病予防対策事業	通院ドック
肝炎予防対策事業	B・C型肝炎検査, 捜査員等のB型肝炎予防ワクチン接種
独身寮運営事業	独身寮の管理運営

(3) 公務災害等の認定状況（平成23年度）

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
公務災害	35件	135件	103件	273件
通勤災害	8件	8件	4件	20件
計	43件	143件	107件	293件

【広島県人事委員会の業務の状況】

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験・採用選考実施状況（平成23年度）

区 分		受 験 者 数 (A)	合 格 者 数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
		人	人	倍
競争試験	大学卒業程度試験	870	113	7.7
	社会人経験者等試験	319	17	18.8
	短大卒業程度試験	67	4	16.8
	高校卒業程度試験	132	20	6.6
	警察官(男性)試験	2,062	240	8.6
	警察官(女性)試験	435	27	16.1
	小 計	3,885	421	9.2
選考試験	身体に障害のある人を対象とした試験	7	3	2.3
	そ の 他	55	6	9.2
	小 計	62	9	6.9
その他採用選考		93	93	
合 計		4,040	523	

(注) 任命権者に委任している職種を除く。

(2) 職員昇任選考実施状況（平成23年度）

(単位：人)

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局長相当職	2			1	3
部長相当職	17		2	3	22
課長相当職	57	1	2	6	66
担当監・参事相当職	118	10	6	12	146
主幹相当職	183	35	14	17	249
主査相当職	162	43	17	28	250
合 計	539	89	41	67	736

(注) 警察本部については警察官を除く。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成 23 年度）

（1） 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の概要

[勧告日 平成 23 年 10 月 28 日]

ア 給与報告

（ア） 職員の平均給与月額等

平成 22 年度			平成 23 年度		
職員数	平均年齢	平均給与月額	職員数	平均年齢	平均給与月額
29,803人	43.7歳	408,745円	29,534人	43.6歳	405,513円

（注） 1 職員数は、市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員を含み、再任用職員を除く。

2 平均年齢は、各年 4 月 1 日現在の年齢である。

3 平均給与月額は、各年 4 月分の給料並びに給料の調整額・教職調整額、扶養手当及び地域手当等の月額（平成 22 年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置後の実支給額）の合計額である。

（イ） 職員給与と民間給与との較差（平成 23 年 4 月分 月例給）

職員給与 (A)	民間給与 (B)	較差 (B-A)
391,200円	391,053円	△147円 (△0.04%)

（注） 職員給与は、（ア）の職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額（新規採用職員を除く。）

イ 給与報告及び勧告

平成 23 年 4 月の職員給与と民間給与との較差等に基づき、次の措置をとることが必要

a 月例給

- 給料表について、50 歳台を中心に、40 歳台以上を念頭においた引下げを行う国家公務員の俸給表に準じて引下げ改定（医療職給料表(一)等を除く）
- 給料表の改定後、職員給与と民間給与の較差の均衡を図るため、給料表の備考欄等により、一律の水準調整を実施
- 給与構造改革による給料表水準の引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額について、本年の行政職給料表の改定率等を踏まえて引下げ

【参考】 月例給の改定額（率）

区 分	改定額（率）
給 料	△154 円 (△0.04%)
はね返り分	△ 6 円 (△0.00%)

b 期末手当及び勤勉手当

職員の年間支給月数 3.95 月は、民間事業所における特別給の年間支給割合 3.97 月分とおおむね均衡していることから、改定は見送り

c 改定の実施時期

- この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で民間給与との均衡を図るため、引下げ改定が行われる職員又は経過措置額を受ける職員の平成 24 年3月の期末手当を減額調整して支給

ウ 人事行政における当面の諸課題に関する報告

(ア) 人材の育成

a 人材の確保と育成

国の新たな採用試験や他の都道府県の動向も踏まえ、多様で優秀な人材を確保するための採用試験のあり方について不断の研究・見直しを行っていくことが必要

b 人事評価制度の充実

個々の職員の制度や評価に対する信頼性を高める措置を講じながら、評価結果の任用や給与等への活用を進めるなど、職員の能力・実績に基づく人事評価制度の充実を早期に図っていくことが必要

(イ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する課題

a 時間外勤務の縮減

管理監督者に対し、所掌する事務・事業内容を的確に把握し、職員の心身両面の健康に配慮しつつ、勤務時間の適正な管理を行うよう徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等により時間外勤務の縮減を図っていくことが必要

b 両立支援の取組の推進

- 男性職員の育児参加については、制度の利用実態に大きな改善が見られない状況にあり、引き続き職場内で制度を利用しやすい環境づくりなどに取り組むことが必要
- 1か月以下の育児休業を取得した職員について、国に準じて期末手当の支給割合を減じない措置を講じる必要がある

c 長距離・長時間通勤の解消

長距離・長時間通勤の現状を踏まえ、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していくことが必要

(ウ) 公務運営に関する課題

a 高齢期の職員の雇用問題

人事院は、国家公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げる意見の申出を行ったところである。高齢期の職員の雇用問題は、給与制度も含めた採用から退職に至るまでの人事管理全体に影響を及ぼす問題であり、法改正等の国の動きを注視しつつ、制度改革に向けた具体的な検討を進めていくことが必要

b 職員の健康管理

- 精神疾患による休職者が多数にのぼっており、職員が気軽に悩み事等の相談ができるよう相談体制の充実等、予防や早期発見・早期対応の観点に立った取組が重要
- 病気休暇制度については、昨年度、国において見直しが行われたところであり、国や他の都道府県の状況等を踏まえた制度見直しが必要

c その他

地方公務員についても、国家公務員と同様の新たな労使関係制度を設けるといふ基本的な考え方が示されており、自律的労使関係制度の措置に関わる国の動向を十分注視することが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況（平成23年度）

(1) 件数

平成23年度当初	新規要求	取下げ	処理	平成23年度末
2,884件	0件	0件	0件	2,884件

※ 要求は、すべて教育委員会

(2) 処理状況（平成24年3月末現在）

	事案	要求者	当局	請求内容	状況
継続事案	平成11年措置要求 (2,453件)	小中学校教員	広島県 教育委員会	超過勤務に対する措置等	係属中 (受理)
	平成12年措置要求 (431件)	県立学校教員	広島県 教育委員会	超過勤務に対する措置等	係属中 (受理)

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況（平成23年度）

(1) 件数

平成23年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	平成23年度末
1,465件	10件	82件	11件	1,382件

※ 新規申立て10件のうち、4件は取下げ、1件は却下

(2) 処理状況（平成24年3月末現在）

	事案	請求人	処分者	請求内容	状況
継続事案	平成12年戒告処分取消請求 (1,211件)	県立学校教員等	広島県 教育委員会	職務命令違反による戒告処分の取消	係属中 (口頭審理実施)
	平成13年・14年戒告処分取消請求 (47件)	小中学校教員	広島県 教育委員会	職務命令違反、信用失墜行為等による戒告処分の取消	係属中 (受理)
	平成13年～22年戒告処分取消請求 (42件)	県立学校教員	広島県 教育委員会	職務命令違反、信用失墜行為等による戒告処分の取消	係属中 (受理)
	平成15年～18年戒告処分取消請求 (16件)	小中学校教員	広島県 教育委員会	職務命令違反、信用失墜行為による戒告処分の取消	係属中 (受理)
	平成21年戒告処分取消請求 (1件)	小中学校教員	広島県 教育委員会	職務命令違反、信用失墜行為による戒告処分の取消	係属中 (口頭審理実施)
	平成22年転任処分取消請求 (1件)	小中学校教員	広島県 教育委員会	転任処分の取消	係属中 (受理)
	平成22年転任処分取消請求 (5件)	県立学校教員	広島県 教育委員会	転任処分の取消	係属中 (受理)

	事 案	請求人	処分者	請求内容	状 況
新規 事案	平成 23 年 戒告処分取消請求 (3 件)	県立学校教員	広島県 教育委員会	職務命令違反, 信 用失墜行為による 戒告処分の取消	係属中 (受理)
	平成 23 年 転任処分取消請求 (2 件)	県立学校教員	広島県 教育委員会	転任処分の取消	係属中 (受理)

※ その他保留事案 54 件